



消防だより

■問い合わせ先
上ノ国消防署
☎0139-55-2071

消防団初任者研修および婦人防火クラブクリーン作戦実施

消防団初任者研修



5月22日、上ノ国町消防団の初任者研修を行いました。概ね3年以内の消防団員を対象に、訓練礼式や消防車の取扱い、消火栓・防火水槽からの揚水・取水の方法などの訓練を行いました。

訓練当日はあいにくの雨で途中から室内での説明になりましたが、揚水・取水は火災現場では最重要活動であり、消防団の要となる部分であります。参加消防団員は消防職員からの説明を熱心に受け、真剣かつ意欲的に訓練に励んでいました。



婦人防火クラブ クリーン作戦

6月3日、上ノ国町婦人防火クラブによるクリーン作戦を行いました。各支部4クラブ21名の方にご参加いただき、向浜の海岸のゴミを拾い、軽トラックに山積みとなる量のゴミを集めることができました。

風・雨の降る悪天候ではありましたが、町内もきれいになり、トラブルや怪我等無く無事終えることができました。



後期高齢者医療制度のお知らせ

■保険証および減額認定証・限度証が新しくなります

現在ご使用の保険証および減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）・限度証（限度額適用認定証）の有効期限が令和4年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

7月中に新しい保険証および新しい減額認定証・限度証（引き続き交付対象に該当する方のみ）を交付します。なお、**新しい保険証は黄色、減額認定証および限度証は水色**となります。

また、減額認定証および限度証が新たに必要となる方は、以下の交付要件に該当することをご確認のうえ、住民課戸籍保険グループまでお申し出ください。

◆減額認定証の交付対象…次の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方

区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方
	世帯全員の所得が0円の方 ※公的年金控除は80万円を適用 ※給与所得がある場合、その金額から10万円を控除
	老齢福祉年金を受給されている方
区分Ⅱ	世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方

◆限度証の交付対象…次の現役並みⅠ、現役並みⅡ、現役並みⅢのいずれかに該当する方

現役並みⅠ	現役並みⅡ・Ⅲに該当しない3割負担の方と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅡ	現役並みⅢに該当せず、住民税課税所得が380万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅢ	住民税課税所得が690万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方

7月

固定資産税 第2期分
国民健康保険税 第1期分

の納期の月です。
納期限内納付を！

納税には、確実に
便利な口座振替を！
財政課税務グループ

2022年7月号

